

# 産業廃棄物処理業の経理的基礎の有無に関する審査の考え方

## 1 営業実績が3年以上ある法人の場合

| 直前期の<br>自己資本比率<br>(※1) | 直前3年間の<br>経常利益金額等<br>(※2)の平均値 | 直前期の<br>経常利益金額等 | 判 断 基 準 |              |              |
|------------------------|-------------------------------|-----------------|---------|--------------|--------------|
|                        |                               |                 | 処分業     | 収集運搬業        |              |
|                        |                               |                 |         | 積替え保管<br>を含む | 積替え保管<br>を除く |
| 10%以上                  | —                             | —               | 不要      |              |              |
| 0%以上<br>10%未満          | 黒字                            | 黒字              | 不要      | 不要           | 不要           |
|                        |                               | 赤字              | 必要      | 必要           | 不要           |
|                        | 赤字                            | 黒字              | 必要      | 必要           | 不要           |
|                        |                               | 赤字              | 必要      | 必要           | 必要           |
| マイナス                   | 黒字                            | 黒字              | 必要      | 必要           | 不要           |
|                        |                               | 赤字              | 必要      | 必要           | 不要           |
|                        | 赤字                            | 黒字              | 必要      | 必要           | 必要           |
|                        |                               | 赤字              | 不許可     | 不許可          | 不許可          |

※1 自己資本比率(%) = (純資産の額) ÷ (純資産・負債の額の合計) × 100

※2 経常利益金額等 = 経常利益金額 + 減価償却費

(1) 必要：今後5年の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書の提出を要すること。

ただし、作成にあたっては以下の点に注意すること。

ア 今後5年間の収支計画に基づいたものであること。

イ 予定売上高の数値は直前3年間の推移に基づき妥当な範囲内の設定とすること。

(イ) 計画初年度の数値は直前期とほぼ同額とすること。

(イ) その後の各期売上高の数値上昇率の最大値は直前3年間の実績比率の範囲内の設定とし、かつ、当該上昇率についてできるだけ具体性を持って根拠を示すこと。

なお、直前3年間に於いて、売上高が減少している場合において、増額予定の計上される場合は客観的に合理性のある当該根拠を示すこと。

ウ その他、削減計上される科目については必ず直前期との比較表及び削減に係る根拠を明示すること。

エ 役員報酬並びに減価償却費の過去における未計上がある場合はその額を表記すること。

(イ) 役員報酬は、社会一般的に法人として通常計上すべき金額を基本とする。

(イ) 減価償却費は、計上義務の有無に関わらず、会社法に基づき本来計上すべき金額を基本とする。

オ 借入金がある場合は、その相手方及び返済額（総額、月額及び年額）を表記すること。

なお、当該返済額が収支計画上の科目に算入されたかを明記すること。

カ その他経営改善に向けた目標等についての達成見込みについてはできるだけ具体性を例示することにより記載すること。

キ ア～カにより作成した結果、今後5年間に帳簿上経常黒字又は自己資本比率10%以上に達することができるかどうかを表記すること。

なお、診断書の内容だけで経理的基礎の有無を判断するものではないこと。

(2) 不許可となった場合でも、申請手数料や診断書の作成は申請者の負担であること。

## 2 営業実績が3年以上ある個人の場合

| 直前期の<br>資産状況 | 直 前 3 年 間 の<br>所得税の納税状況 | 判 断 基 準 |          |          |
|--------------|-------------------------|---------|----------|----------|
|              |                         | 処分業     | 収集運搬業    |          |
|              |                         |         | 積替え保管を含む | 積替え保管を除く |
| 資産 ≥ 負債      | 毎年納税している                | 不要      |          |          |
| 資産 ≥ 負債      | 納税していない年あり              | 必要      | 必要       | 不要       |
| 資産 < 負債      | 納税している年がある              | 必要      | 必要       | 必要       |
| 資産 < 負債      | 毎年、納税していない              | 不許可     | 不許可      | 不許可      |

(1) 診断書、不許可については上記1(1)から(2)に同じ。

(2) 資産状況については「資産に関する調書」により判断する。

(3) 「納税していない年あり」とは、3期全て納税していない場合を含む。

(4) 「納税している年がある」とは、3期全て納税している場合を含む。

## 3 営業実績が3年に満たない法人又は個人の場合

今後5年の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書の提出を要すること。